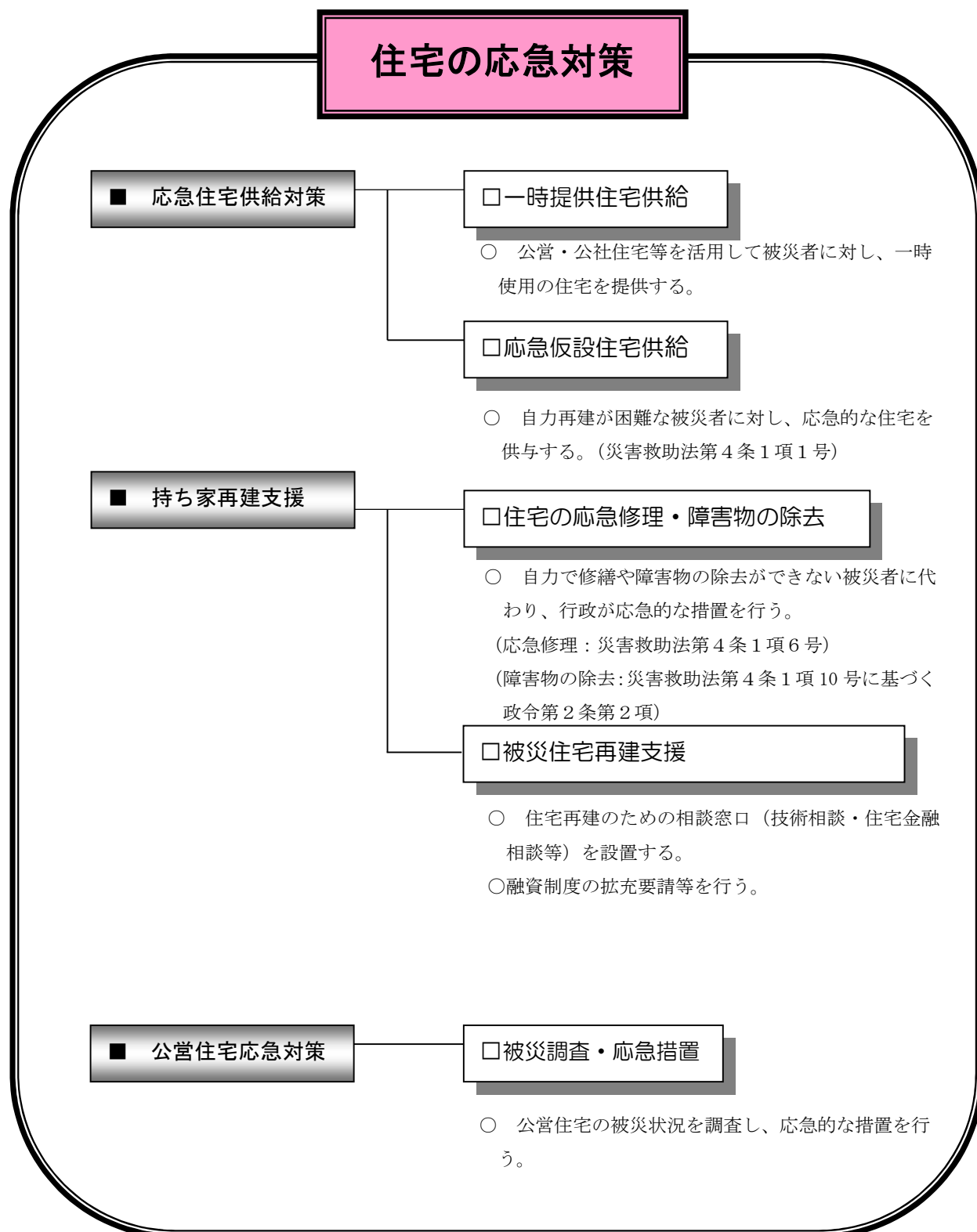


第Ⅴ章 災害時の住宅対策

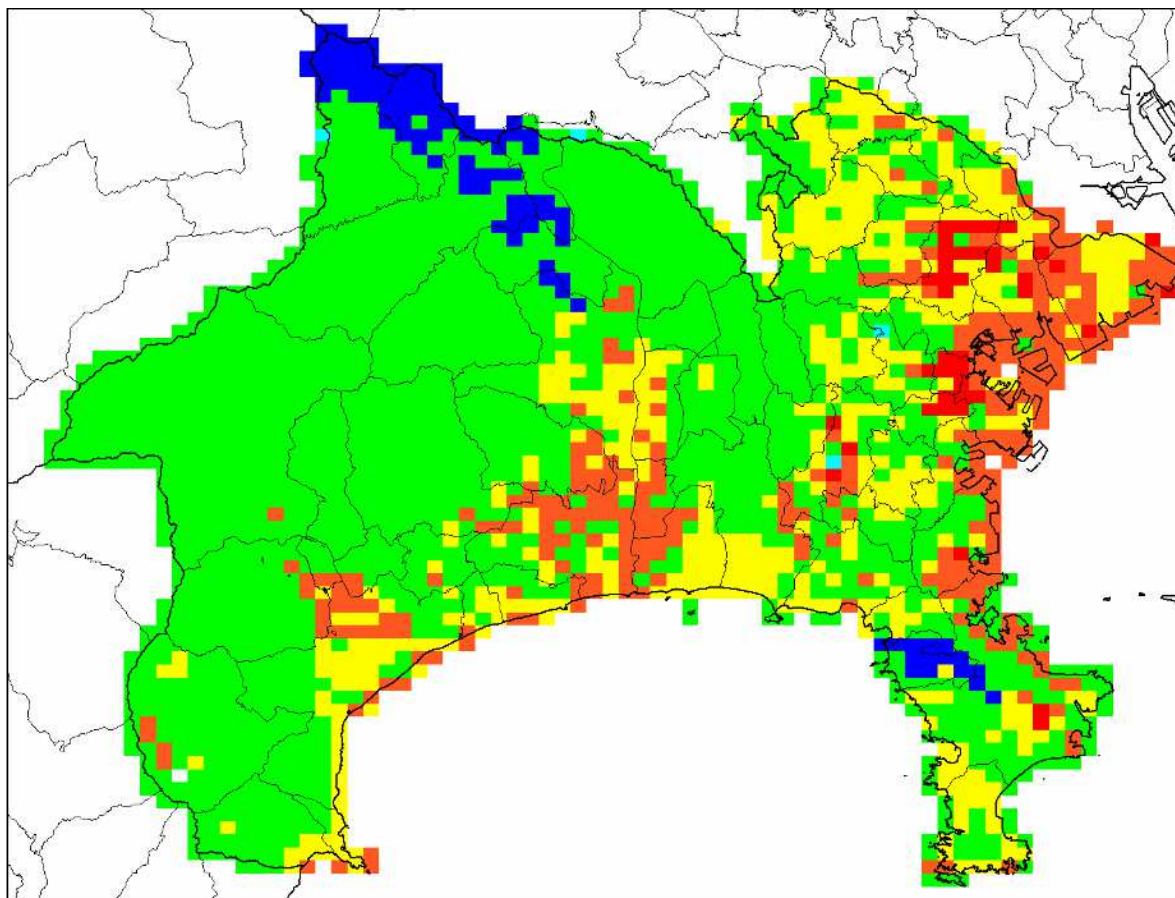
Ⅴ－１ 災害時の住宅応急対策

大規模災害が発生したとき、県及び市町村等が行う住宅の応急対策についてまとめると、おおむね下図のとおりとなります。



V－2 神奈川県 の被害想定

図表 5－1－1 「神奈川県の表層地盤のゆれやすさマップ」



計測震度増分	色	
1.0 ～ 1.65	赤	ゆれやすい ↑ ↓ ゆれにくい
0.8 ～ 1.0	オレンジ	
0.6 ～ 0.8	黄	
0.4 ～ 0.6	緑	
0.2 ～ 0.4	青	
0.0 ～ 0.2	濃青	
-0.95 ～ 0.0	濃青	

「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」について
平成 17 年 10 月 19 日内閣府政策統括官(防災担当)

地震による地表でのゆれの強さは、主に、「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の 3 つによって異なります。

一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなります。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなります。

この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現しています。

「地盤のゆれやすさ全国マップ」は、全国の表層地盤のゆれやすさを地図として表現したものです。

図表 5－1－2 神奈川県内で発生する可能性がある大規模地震における被害想定

被害想定結果一覧(1)			(冬の平日18時に発災した場合の被害)					
想定地震			都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震
項目								
モーメントマグニチュード(Mw)			7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2
建物被害 (棟)	全壊棟数	揺れ	61,690	20,820	4,700	50	180	411,950
		液状化	4,130	1,830	80	390	460	15,900
		急傾斜地崩壊	810	680	40	10	10	1,280
		津波	0	*	230	3,160	6,720	5,270
		(ダブルカウント)※1	2,140	620	40	0	0	40,760
		計	64,500	22,710	5,000	3,620	7,360	393,640
	半壊棟数	揺れ	218,540	85,390	18,140	1,990	4,600	406,370
		液状化	6,930	3,070	130	660	770	26,710
		急傾斜地崩壊	1,890	1,600	80	30	30	2,990
		津波	0	70	2,340	11,770	14,720	14,680
		(ダブルカウント)※1	6,110	1,950	170	*	10	40,590
		計	221,250	88,170	20,530	14,450	20,110	410,160
火災	出火件数(箇所)		310	90	10	*	*	1,570
	焼失棟数(棟)		37,600	11,980	710	0	0	169,780
死傷者数 (人)	死者数	建物被害	2,160	770	170	0	*	15,110
		急傾斜地崩壊	40	40	*	0	0	60
		屋外落下物	0	0	0	0	0	10
		ブロック塀等	380	200	20	*	20	750
		屋内収容物	310	90	10	*	*	1,770
		火災	100	30	*	0	0	1,330
		津波※2	0	0	680	810	1,710	12,530
		計	2,990	1,130	880	820	1,740	31,550
	重症者数	建物被害	1,310	430	100	*	*	7,780
		急傾斜地崩壊	*	*	0	0	0	*
		屋外落下物	*	*	0	0	0	50
		ブロック塀等	1,100	590	50	40	50	2,120
		屋内収容物	390	120	10	*	10	1,680
		津波※2	0	0	20	20	30	160
		計	2,810	1,130	180	70	100	11,790
	中等症者数	建物被害	14,460	5,140	1,140	120	260	52,950
		急傾斜地崩壊	20	20	*	0	0	40
		屋外落下物	250	70	*	0	0	1,640
		ブロック塀等	6,440	3,440	300	220	320	12,490
		屋内収容物	3,510	1,160	190	230	260	14,560
		津波※2	0	0	140	140	170	1,050
		計	24,680	9,830	1,780	700	1,020	82,730
	軽症者数	建物被害	23,760	8,880	1,940	280	580	59,210
		急傾斜地崩壊	20	20	*	0	0	30
		屋外落下物	550	150	*	0	0	3,580
		ブロック塀等	5,820	3,110	280	190	290	11,270
		屋内収容物	5,110	1,750	290	360	430	20,630
		津波※2	0	0	140	140	180	1,080
		計	35,250	13,910	2,660	980	1,470	95,800

※ *：わずかい(計算上0.5以上10未満) 0：計算上0.5未満は0とした

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入(交通被害を除く)しているため、合計は合わないことがある。

※1 建物被害のダブルカウントは、「揺れ、液状化、津波、火災」の重複分である。なお、急傾斜地崩壊は考慮していない。

※2 冬の平日0時の発災。建物に全壊被害が無い場合は2階部分に避難できるものとした。

「神奈川県地震被害想定調査報告書(概要版)平成27年3月」

(神奈川県地震被害想定調査委員会作成)より

被害想定結果一覧(2)

(冬の平日18時に発災した場合の被害)

想定地震			都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震
項目								
モーメントマグニチュード(Mw)			7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2
避難者数 (人)	1日目～3日目		1,299,470	408,250	61,520	86,090	126,170	3,745,050
	4日目～1週間後		1,156,030	358,670	54,890	86,090	126,170	3,644,890
	1ヶ月後		873,130	279,470	38,230	36,090	56,930	2,793,550
要配慮者数 (人) ^{※3}	避難者数 (高齢者)	1日目～3日目	104,070	41,810	6,930	9,380	13,480	338,560
		4日目～1週間後	92,110	36,560	6,180	9,380	13,480	330,380
		1ヶ月後	70,350	28,490	4,300	4,140	6,510	253,710
	避難者数 (要介護者)	1日目～3日目	34,130	12,560	1,940	2,760	3,920	103,040
		4日目～1週間後	30,280	10,990	1,740	2,760	3,920	100,390
		1ヶ月後	22,850	8,590	1,200	1,230	1,920	76,870
	断水人口 (高齢者)	1日目～3日目	123,600	46,300	6,070	0	0	462,520
		4日目～1週間後	81,330	28,330	3,490	0	0	424,920
		1ヶ月後	0	0	0	0	0	56,570
	断水人口 (要介護者)	1日目～3日目	41,330	13,820	1,690	0	0	140,800
		4日目～1週間後	27,700	8,450	980	0	0	128,890
		1ヶ月後	0	0	0	0	0	16,700
	家屋被害	高齢者	106,590	44,120	7,030	6,910	10,270	311,840
		要介護者	34,480	13,290	1,960	2,050	3,020	94,900
帰宅困難者数 (人)	直後		610,660	610,660	502,980	610,660	610,660	610,660
	1日後		423,590	296,450	103,000	103,000	488,710	610,660
	2日後		423,590	296,450	14,520	0	0	610,660
自力脱出困難者数(要救出者数)(人)			5,930	2,120	300	*	*	64,520
ライフライン	上水道	被害箇所数(箇所)	3,470	1,420	180	40	80	22,870
		断水人口(人)	2,078,170	655,930	72,450	2,490	7,710	5,382,170
	下水道	被害延長(km)	1,230	650	160	250	270	2,620
		機能支障人口(人)	407,520	198,510	38,290	74,110	80,230	792,010
	都市ガス	供給停止件数(戸)	415,680	30,830	45,500	0	0	1,972,960
	LPガス	供給支障数(戸)	11,310	2,670	920	0	0	16,490
	電力	被害電柱数(本)	3,730	1,190	260	30	40	24,450
		停電件数(軒)	4,241,380	1,394,600	2,059,500	1,972,290	1,972,440	4,587,250
	通信	被害電柱数(本)	4,000	1,310	330	30	40	25,540
不通回線数(回線)		3,288,070	1,031,920	1,439,180	1,412,220	1,416,340	3,447,610	
交通被害	道路	被害橋梁数(箇所)	278	113	87	0	1	976
	鉄道	運行停止区間数(区間(駅間))	102	37	6	0	0	313
	港湾	使用不能バース数(箇所)	57	38	0	0	0	95
その他	エレベータ停止(台)		10,760	4,060	480	280	310	11,440
	災害廃棄物	建物被害(万トン)	2,145	775	154	106	183	9,450
	ヘリポート機能支障(箇所)		210	80	*	*	20	300
経済被害	直接被害(億円)		151,082	50,596	9,175	9,726	14,494	489,075
火災の「逃げ惑い」による死傷者数(人) ^{※4}	死者数	計	650～2,660	200～770	10～30	0	0	2,930～10,740
	重症者数	計	120～140	40	*	0	0	530～670
	中等症者数	計	810～1,050	260～310	10	0	0	3,860～4,890
	軽症者数	計	970～1,260	310～370	10	0	0	4,640～5,900
従来の定義の負傷者数(人) ^{※5}	重傷者数	計	13,390	5,400	900	380	530	56,200
	軽傷者数	計	49,350	19,470	3,720	1,370	2,060	134,130

※3 高齢者は75歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。

※4 火災の「逃げ惑い」による死傷者数は、想定手法の精度に課題があるため、別掲としている。被害量は、想定される死傷者数の幅を示している(上限値、下限値ではない)。

※5 従来の被害想定調査において定義している負傷者の区分による人数を示す。重傷者は入院を要する負傷者、軽傷者は入院を要さない負傷者である。

V-3 応急住宅供給対策

1 一時提供住宅の供給

(1) 趣旨

災害が発生した際に、公営住宅等の公的賃貸住宅の供給可能戸数を把握し、被災者に一時的な住宅を提供する。

(2) マニュアルの作成

「神奈川県一時提供住宅供給マニュアル」平成 17 年 6 月 17 日策定、平成 28 年 4 月改訂、令和 3 年 6 月改定。

2 応急仮設住宅の供給

(1) 災害救助法における位置づけ

地震等による大規模災害が発生し災害救助法が適用された場合、知事は法で定められた期間内に当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対し、応急仮設住宅の供与を行う。

応急仮設住宅には、建設し供給するもの（建設型応急住宅）と民間賃貸住宅を借上げて供給するもの（賃貸型応急住宅）がある。

(2) 救助実施市の指定

平成 30 年 6 月に災害救助法が改正され、内閣総理大臣の指定により、政令市が、救助実施市として救助の実施主体となれることとなり、本県の 3 つの政令指定都市（横浜市、川崎市及び相模原市。以下 3 政令市。）は、平成 31 年 4 月に救助実施市に指定された。

県は、救助主体が複数存在することになっても、引き続き、県の広域調整の下で公平で迅速な応急仮設住宅の供給が行えるよう「災害救助に係る神奈川県資源配分計画（くらし安全防災局所管）（以下、「県資源配分計画」という。）」の個別計画として「応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画」を平成 30 年 12 月 27 日に策定した（令和 5 年 9 月 15 日改定）。

また、県資源配分計画を踏まえ、応急仮設住宅等に関する協定を、県、救助実施市（3 政令市）及び関係団体と改めて締結した（本協定締結に伴い、県と関係団体との間で締結していた従前の協定を廃止）。

3 建設型応急住宅

(1) 規模

従前は、1 戸当たり 29.7 ㎡（9 坪・風呂付き）を基本としていたが、平成 29 年 4 月 1 日（内閣府告示第 535 号）より、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定することとされた。

(2) 建設型応急住宅の設置のために支出できる費用

一戸当たり平均の国庫負担額 6,775 千円以内（各年度災害救助基準による）。

団地全体の平均が当該金額以内であること。内閣総理大臣との協議により、国庫負担を増額することも可能（災害救助法施行令第 3 条第 2 項）。

(3) 建設場所

毎年度実施している候補地調査により把握された公共空地等の中から、次の条件等を考慮して建設地を決定する。

- ・ 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと。（平成 24 年 1 月に標高情報を追加。）
- ・ 水道、電気等のライフラインの整備が容易であること
- ・ 仮設住宅の資機材の搬入等が容易であること
- ・ まとまった敷地であること
- ・ 日常生活に支障を来さない場所であること

災害時に迅速に建設場所が決定できるよう、候補地調査の結果はデータベース化している。

(4) 協定の締結

県及び3政令市（以下「県等」という。）は、建設型応急住宅の供給を実施するにあたり、資機材の調達及び要員の確保について、（一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会、（一社）日本木造住宅産業協会神奈川支部、（一社）日本ムービングハウス協会及び（一社）神奈川県建設業協会と協定を締結している。また、県等への助言、被災者相談等について、（一社）神奈川県建築士事務所協会と協定を締結している。

【応急仮設住宅の供給可能戸数】

当該供給可能戸数は、各団体の建設能力を、戸当たり 29.7 ㎡（9 坪相当）に換算した値。

供給依頼先①	（一社）プレハブ建築協会（令和6年度報告分：関東ブロック地区）	
供給可能戸数	1か月以内	3, 400戸
	3か月以内累計	21, 000戸
	6か月以内累計	50, 000戸

（注）前提条件

- a プレハブ協会提案の標準仕様及び標準プランで建設すること
- b 各事業所、生産工場が当該災害の被害の影響がないこと
- c 生産資材、生産部材などの原材料、設備機器が確保されること
- d 生産資材、生産部材などの運搬手段が確保されること
- e 建設技術者、労働者が当該地域内外より確保されること
- f 建設地までの交通・輸送ルートが確保されること
- g 給排水・電気・ガス設備は、敷地内（団地内）の範囲とすること

供給依頼先②	（一社）全国木造建設事業協会（令和6年度報告分）	
供給可能戸数	1か月	500戸
	3か月	1, 500戸
	6か月	3, 000戸

供給依頼先③	（一社）日本木造住宅産業協会神奈川支部（令和5年度報告分）	
供給可能戸数	1か月以内	1, 000戸
	3か月以内累計	3, 000戸
	6か月以内累計	6, 000戸

供給依頼先④	（一社）日本ムービングハウス協会（令和5年度報告分：関東地域）	
供給可能戸数	1か月以内	500戸
	3か月以内累計	1, 500戸
	6か月以内累計	3, 000戸

(5) 建設型応急住宅の供給に係る諸条件等

着工期間：災害発生の日から20日以内（内閣総理大臣の承認で延長可）

供与期間：完成の日から2年以内

入居者の負担：家賃は免除とする。

集会等に利用するための施設の設置：

建設型応急住宅を同一敷地内又は、近接する敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を別途設置することができ、50戸未満の場合でも戸数に応

じた小規模な施設を設置できる（内閣府告示第 228 号）。

建設型応急住宅としての福祉仮設住宅の設置：

福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう）を建設型応急住宅として設置することができる（内閣府告示第 228 号）。

4 賃貸型応急住宅の供与

(1) 規模

世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模とする。

(2) 民間賃貸住宅の借上げのために支出できる費用

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして地域の実情に応じた額。

(3) 協定の締結

県等は次の 3 団体と、それぞれ、災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定を締結している。

①（公社）神奈川県宅建物取引業協会

②（公社）全日不動産協会神奈川県本部

③（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会

(4) 協定の内容

上記の団体は、県等の要請があった場合、賃貸型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供について、可能な限り協力する。

(5) 賃貸型応急住宅の供給に係る諸条件等

着工期間：災害発生の日から速やかに提供

供与期間：2 年以内（建設型応急住宅と同様）

入居者の負担：家賃は免除とする

5 その他

(ア) 応急仮設住宅の供給に係る事前準備

応急仮設住宅の設置が円滑かつ統一的行えるよう、あらかじめ応急仮設住宅設置の手引きを作成し、災害発生時の実務や事前準備（建設、用地の選定確保）等を明確にしておくこと。

（災害救助事務取扱要領（内閣府政策統括官（防災担当）））

(イ) マニュアルの作成

「神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル」平成 18 年 9 月 20 日策定、平成 25 年度改正、平成 26 年度改正、平成 29 年度改正、令和 3 年 6 月改定。

V - 4 持ち家再建支援

1 住宅の応急修理・障害物の除去

(1) 趣旨

災害救助法第 4 条に基づく住宅の応急修理・障害物の除去は、災害のため住家が大規模半壊、中規模半壊又は、半壊（半焼）、準半壊若しくは床上浸水等の住家被害を受け、自らの資力で修理・除去を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者などに対して、必要最小限の修理・除去を実施することにより、避難所等への避難や応急仮設住宅への入居の必要がなくなり、自宅での生活を営むことが可能となる世帯を対象に実施することとしている。

(2) 応急修理・障害物の除去の範囲、実施方法

屋根、居室、台所及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

(3) 修理・除去のために支出できる費用（各年度災害救助基準による）

応急修理：〈住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理〉

（準半壊以上） 1 世帯当たり 5 万円以内

〈日常生活に必要な最小限度の部分の修理〉

（大規模半壊、半壊） 1 世帯当たり 7 0 万 6 千円以内

（一部損壊（準半壊）） 1 世帯当たり 3 4 万 3 千円以内

障害物の除去： 1 世帯当たり 13 万 8 千 7 百円以内

(4) 実施時期

応急修理：〈住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理〉

災害発生の日から 10 日以内に完了

〈日常生活に必要な最小限度の部分の修理〉

災害発生の日から 3 月以内に完了

障害物の除去：災害発生の日から 10 日以内に完了

(5) 協定の締結

県等は、（一社）神奈川県建設業協会、（一社）全国木造建設事業協会及び（一社）神奈川県建築士事務所協会と、それぞれ住宅の応急修理及び障害物の除去に関する協定を締結している。また、神奈川県電気工事工業組合とは、住宅の応急修理に関する協定を締結している。

(6) マニュアルの作成

「神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル」平成 8 年策定、平成 19 年度改正、平成 25 年度改正、令和 3 年 6 月改定。

(7) 救助の実績

令和元年東日本台風により県内に災害救助法が適用され、住宅の応急修理及び障害物の除去の両制度を実施した。

2 相談体制の整備

(1) 趣旨

災害が発生したときに、被災住宅の再建支援のため、住宅金融及び建築の専門相談窓口を被災地域に速やかに設置することで、情報不足による被災者の混乱と不安を軽減し、円滑な住宅再建を図る。

(2) これまでの取組状況（協定の締結）

（ア）独立行政法人住宅金融支援機構との協定

平成 28 年 3 月 22 日に、独立行政法人住宅金融支援機構と協定を締結し、独立行政法人住宅金融支援機構が、被災した県民に対し住宅再建及び住宅ローンに関する相談を行う体制を整備した。（平成 17 年 9 月 1 日に県と住宅金融公庫首都圏支店が締結した協定の見直し締結。）

- ・ 県の要請を受け、機構職員が窓口相談を実施
- ・ 相談内容は①住宅再建、②住宅ローンの返済

（イ）（一社）神奈川県建築士会、（一社）神奈川県建築士事務所協会、（公社）日本建築家協会関東甲信越支部 神奈川地域会、（公社）かながわ住まいまちづくり協会及び（一社）全国木造建設事業協会との協定

令和 6 年 5 月 31 日に（一社）神奈川県建築士会、（一社）神奈川県建築士事務所協会、（公社）日本建築家協会関東甲信越支部 神奈川地域会、（公社）かながわ住まいまちづくり協会及び（一社）全国木造建設事業協会と協定を締結し、当該 5 会が県の要請に基づき住宅相談のための人員派遣を行う体制を整備した。（平成 17 年 9 月 1 日に県と（一社）神奈川県建築

士会と、令和元年 10 月 18 日に県と(一社)神奈川県建築士事務所協会及び(公社)かながわ住まいまちづくり協会が締結した協定の見直し締結。)

- ・ 県の要請を受け、建築士や施工者等が窓口相談・現地相談を実施
- ・ 相談内容は、①修繕及び建替え等住宅再建に関する技術的助言、②修繕及び建替えに係る工事や見積り等に関する助言、③住宅再建に伴い必要となる手続き等に関する助言

(3) マニュアルの作成

「神奈川県被災住宅再建支援マニュアル(第1部・第2部)」平成 19 年 7 月 10 日策定、平成 27 年度改正。

(4) 住宅再建相談窓口の開設実績

令和元年東日本台風の対応において、上記(2)(イ)の協定(当時)に基づく要請により、かながわ災害時建築相談対策協議会((一社)神奈川県建築士事務所協会、(一社)神奈川県建築士事務所協会、(公社)かながわ住まいまちづくり協会で構成する協議会)が設立され、同協議会により住宅再建相談を実施した(国交省の補助事業を原資とした取組)。